政令第三百五十三号

理容師法施行令及び美容師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第五条の四第二項及び美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第五条の四第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「五千八百円」を「五千二百円」に改める。

一　理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第三条第一号

二　美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）第三条第一号

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

条約

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

条約第六号

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定

日本国及びカザフスタン共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

両締約国の区域において健康、安全及び環境の分野で適用される措置及び基準を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が外国投資に関する国際的な規則の発展についての国際的な協力の強化に寄与することを希望し、

この協定が両締約国間の経済上の連携を更に深めることを信じて、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1)　「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(a)　企業及び企業の支店

(b)　株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(c)　債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）

(d)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(e)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(f)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(g)　投資受入国の法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(h)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2)　「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(a)　締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(b)　締約国の企業

注釈　締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとった場合（投資財産の設立を認める免許又は許可のための申請を行った場合を含む。）に限り、他方の締約国の区域内において投資を行おうとしているものと了解される。

(3)　「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(4)　「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(5)　「区域」とは、それぞれの締約国について、(a)当該締約国の領域並びに(b)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(6)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

第二条

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家による投資を可能な限り促進するものとし、自国の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、当該投資を許可する。

2　各締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産の利益のため、自国の区域内の投資環境を一層整備するために適当な措置をとる。この点に関し、各締約国は、投資活動並びに投資財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する自国の制限的な措置であってこの協定の効力発生の日に存在するものを削減し、又は撤廃するよう努める。

第三条

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第四条

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動並びに投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。